

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第12号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和57年墨田区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に規定する」を「及び第3号ウに掲げる」に、「第23条」を「第14条」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、同条第3号ウに掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

第11条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改め、同条第4号中「必要」の次に「がある」を加える。

第12条の見出しを「（利用者の原状回復義務）」に改める。

第13条の見出しを「（利用者の損害賠償義務）」に改め、同条中「（以下「施設等」という。）」を削る。

第15条第1項各号列記以外の部分中「集会所」の次に「（第1条第1号に掲げる集会所に限る。次条から第21条までにおいて同じ。）」を加え、同項第3号中「施設等」を「施設及び付帯設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条第2項中「指定管理者」の次に「（前項の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第23条までにおいて同じ。）」を加える。

第22条の見出しを「（指定管理者の原状回復義務）」に改める。

第23条の見出しを「（指定管理者の損害賠償義務）」に改める。

第24条中「及び第3号に規定する」を「並びに第3号ア及びイに掲げる」に改め、同条の表を次のように改める。

第2条の見出し	利用時間	使用時間
第2条第1項	集会所（前条第1号及び第3号ウに掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。）の利用時間	集会所の使用時間

第2条第2項	指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、同条第3号ウに掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）	区長
	区長の承認を得て、前項の利用時間	前項の使用時間
第3条	指定管理者	区長
	区長の承認を得て、これを	これを
第4条の見出し	利用	使用
第4条	利用	使用
	指定管理者	区長
第5条の見出し	利用	使用
第5条	指定管理者	区長
	利用	使用
第6条の見出し	利用料金	使用料
第6条第1項	利用の	使用の
	利用料金	使用料
	利用承認	使用承認
	指定管理者	区長
第6条第2項	利用料金	使用料
	別表第1	別表第2
	指定管理者が区長の承認を得て	墨田区規則（以下「規則」という。）で
第7条の見出し	利用料金	使用料
第7条	指定管理者は、墨田区規則（以下「規則」という。）	区長は、規則
	利用料金	使用料
第8条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
第9条の見出し	利用権	使用権
第9条	利用	使用
第10条	利用する者（以下「利用者	使用する者（以下「使用者
	利用して	使用して

	指定管理者	区長
第 1 1 条の見出し	利用承認	使用承認
第 1 1 条	指定管理者	区長
	利用	使用
第 1 2 条の見出し	利用者	使用者
第 1 2 条	利用者	使用者
	利用を	使用を
	利用の	使用の
第 1 3 条の見出し	利用者	使用者
第 1 3 条	利用者	使用者
	利用に	使用に
第 1 4 条の見出し	利用	使用
第 1 4 条	利用する	使用する
	利用料金	使用料

別表第 1 1 貸切りの場合の部に次のように加える。

横川集会所	2,400円	3,100円	3,100円
-------	--------	--------	--------

別表第 1 付記 1 中「特に指定管理者が必要」を「指定管理者が特に必要がある」に改める。

別表第 2 横川集会所の項を削り、同表付記 1 中「特に区長が必要」を「区長が特に必要がある」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。